インドネシアにおける クレジットカード事業について

市場の現状及び法規制の概要

長島:大野:常松法律事務所

要旨

インドネシアでは安定した経済成長を背景に国民の消費活動が堅調な伸びを示し、それに伴いクレジットカードが急速に普及しつつある。かつては偽造やスキミングによるカード犯罪が多いこともクレジットカードの普及を阻害する一要因となっていたが、2009年にそれまでの業法を全面改正し、クレジットカード取引の安全性を高めるための様々な措置をクレジットカード事業者に対して義務付けるなど、クレジットカードの利用を促進するための法整備も着実に進みつつある。クレジットカード事業は、投資法上の一定の制限はあるものの外国資本に対しても開かれており、実際複数の外資系銀行がクレジットカード発行事業者として一定の国内シェアを獲得している。今後さらなる市場の拡大が予想され、投資環境の整備も進みつつある現在、投資先として検討に価する市場であると言えよう。

【目次】

- I. はじめに
- Ⅱ. 基本データ及びマクロ経済状況
- Ⅲ. クレジットカード市場の動向
- Ⅳ. クレジットカード事業に関する業規制
- V. 外国資本に対する投資規制
- VI. おわりに

I. はじめに

インドネシア共和国(以下、「インドネシア」という。)は、東南アジア諸国とオーストラリアに挟まれた赤道付近に位置し、17,500余の島々を有する世界最大の島嶼国である。300を超す民族から構成されるインドネシアは、約2億4,000万人という世界第4位の人口を擁し、石油・天然ガス等の資源にも恵まれた国である。

インドネシアは現在黄金の成長期を迎えていると言われ、2010年は一人当たりの名目GDPが前年の2.350米ドルから一気に27.9パーセント増加し、3.000米ドル台を初めて突破した。

また、国内消費を牽引する中間層と呼ばれる層が爆発的に増えつつあり、それと同時にクレジットカードの利用も急速に広がりつつある。インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行の広報官が、「この5年間でカードの枚数は年率12.7パーセント、取引額は年率26パーセント、取引回数は年率17パーセントほどのペースで成長」しており、また2010年末時点でのクレジットカードの流通枚数は約1,340万枚であることから、「『1人で2枚のカードを保有していると仮定すると、カードの保有比率は生産年齢人口の4.5パーセントにすぎない』と述べ、今後、まだ成長を続ける余地が大きいとの見方を示した」との報道もあり「、今後の成長が十分に期待される産業である。

本稿では、インドネシアのクレジットカード市場の現状及び外国企業がインドネシアにおいてクレジットカード事業を行う際に適用される外国投資規制を含むクレジットカード事業への法規制について報告する。

Ⅱ. 基本データ及びマクロ経済状況

インドネシアの基本データ及びマクロ経済状況は以下のとおりである。

1. 基本データ2

正式名称 インドネシア共和国

首都 ジャカルタ

国土面積 約200万平方キロメートル

島嶼数 17.508

人口 約2億3.756万人(2010年)

人口増加率 1.4%

労働人口 約1億1.600万人(2010年)

公用語 インドネシア語通貨 ルピア (Rp)³

主な民族 ジャワ人 (45%)、スンダ人 (14%)、マドゥラ人 (7.5%)、マレー人

(7.5%)

宗教 イスラム教 (88%)、プロテスタント (6%)、カトリック (3%)、仏

教 (2%)、ヒンズー教 (1%)

2. マクロ経済状況4

名目GDP 6.422兆9.182億ルピア (2010年)

一人当たり名目GDP 2,703万ルピア (2010年)

民間最終消費支出 3,641兆9,965億ルピア (2010年) 実質GDP (2000年比) 2,310兆6.898億ルピア (2010年)

消費者物価上昇率 2.78% (2009年)

GDP及び一人当たりGDPの過去5年間の推移は表-1のとおりである。

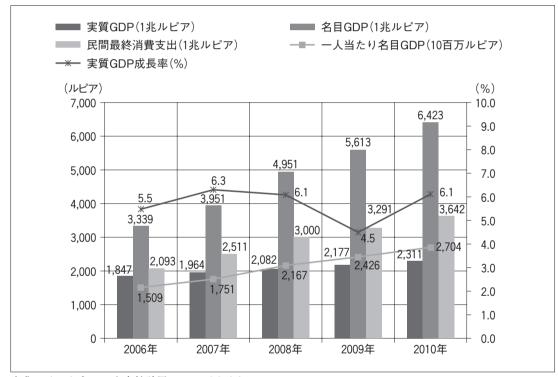


表-1 過去5年間の経済指標

出典:インドネシア中央統計局のウェブサイト

2000年以降、インドネシア経済は安定した成長を遂げており、2008年のサブプライムローン問題に端を発する金融危機により世界全体がマイナス成長を記録した時期でも、インドネシアは2009年に4.5パーセントという成長率を記録している。これはインドネシア経済が輸出産業よりも国内消費に牽引されて成長していることが大きな要因と分析されている。政治の安定とさらなる国内消費の拡大に伴い2011年は6パーセント以上の高い成長率が予想されている。

Ⅲ. クレジットカード市場の動向

1. クレジットカード及びATMカードの発行状況

インドネシア国内におけるクレジットカード、ATMカード(日本のキャッシュカードに相当する)及びデビット機能付きのATMカードの累計発行枚数の推移を表-2に示す。

2010年12月時点のクレジットカードの累計発行枚数は約1,357万枚であり、2009年12月からの1年間で約130万枚が新規に発行されている。

2010年12月時点のATMカード、デビット機能付きのATMカードの累計発行枚数は、それ ぞれ約277万枚、約4,887万枚であり、ATMカードに関してはデビット機能付きのカードが 主流である。

年月	クレジットカード	ATMカード	デビット機能付き ATMカード
2009年11月	12,161,819	3,283,928	40,654,506
2009年12月	12,259,295	3,378,235	41,151,850
2010年1月	12,300,122	3,568,854	41,375,019
2010年2月	12,402,707	3,665,215	41,487,321
2010年3月	12,519,221	3,596,600	42,280,468
2010年4月	12,613,314	3,681,332	42,775,985
2010年5月	12,612,545	3,489,090	43,586,881
2010年6月	12,752,457	3,567,914	44,206,161
2010年7月	12,834,775	3,615,338	44,857,004
2010年8月	12,988,388	2,622,611	47,378,584
2010年9月	13,057,186	2,683,324	47,991,915
2010年10月	13,220,119	2,717,092	48,145,497
2010年11月	13,381,774	2,812,054	49,006,339
2010年12月	13,574,673	2,766,085	48,873,080

表-2 クレジットカード及びATMカードの累計発行枚数(単位:枚)

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

2. クレジットカード事業のプレーヤー

クレジットカード事業に携わる事業者は、クレジットカードを発行する発行会社、クレジットカードの加盟店獲得やその管理業務を行う加盟店契約会社、クレジットカードによる決済業務を担う決済機構の三者に大きく分けられる。

インドネシアでは法令上⁵、この決済業務を担う決済機構を、①クレジットカードによる決済システムの管理を行う機関(Principal)、②発行会社及び加盟店契約会社がカード決済によ

って有する債権債務の計算を行う機関(Clearing Operator)、③かかる債権債務関係を最終的に精算する機関(Final Settlement Operator)の3つに分けて定義し、クレジットカード発行会社(Issuer)及び加盟店契約会社(Acquirer)と合わせてクレジットカード事業に携わる事業者を5つに分類している。そして当該法令では、これらの事業者はそれぞれの事業の種類ごとに個別の認可をインドネシア銀行から取得する必要がある(同一の事業者が複数の事業を行うことも可能であるが、その場合、各事業毎に認可を取得する必要がある)旨定めている。かかる認可を取得した事業者は同法令に基づきインドネシア銀行のウェブサイトにおいて公表されており、その一覧(2011年4月1日時点)は、表-3から表-7のとおりである。

Issuer名 No. ANZ PANIN BANK 1 2 BANK BUKOPIN 3 BANK ICB BUMIPUTERA, Tbk 4 BANK CENTRAL ASIA Tbk BANK CIMB NIAGA Tbk 5 6 BANK DANAMON INDONESIA Tbk 7 BANK ICBC INDONESIA 8 BANK INTERNASIONAL INDONESIA Tbk 9 BANK MANDIRI (Persero) Tbk BANK MEGA Tbk 10 BANK NEGARA INDONESIA 1946 (PERSERO) 11 PAN INDONESIA BANK LTD. Tbk 12 13 BANK RAKYAT INDONESIA (PERSERO) Tbk 14 BANK PERMATA Tbk **CITIBANK** 15 16 GE FINANCE INDONESIA 17 THE HONGKONG & SHANGHAI BANK CORP 18 BANK OCBC NISP Tbk 19 STANDARD CHARTERED BANK 20 BANK UOB BUANA

表-3 クレジットカード発行会社(Issuer)

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

表 - 3はクレジットカード発行会社(Issuer)の一覧である。2011年4月1日時点でクレジットカード発行会社としての認可を受けている事業者は20社あり、全てが銀行である。(表 - 3のNo.16に記載されているジーイー・ファイナンス・インドネシア(GE FINANCE INDONESIA)はノンバンク系のクレジットカード発行会社であったが、2010年12月にプル

マタ銀行によって買収されたため、現時点においてノンバンク系のクレジットカード発行会 社は存在しない。)

クレジットカードの国内発行枚数では、バンクセントラルアジア(BANK CENTRAL ASIA Tbk)、シティバンク(CITIBANK)及びバンク・マンディリ(BANK MANDIRI (Persero) Tbk)が上位三社を占めており、2010年時点でこの三社がインドネシア国内市場の約4割のシェアを有している。各社のクレジットカードの累計発行枚数は、バンクセントラルアジアが約200万枚(2009年時点)、シティバンク(2010年時点)及びバンク・マンディリ(2009年時点)がいずれも約160万枚である 6 。

No. Acquirer名 Bank Permata 1 Bank Central Asia 3 Bank Mega 4 Bank Bukopin 5 Citibank 6 Bank CIMB Niaga 7 Bank Rakyat Indonesia 8 Bank Mandiri 9 Bank Danamon 10 Bank Negara Indonesia Bank Internasional Indonesia 11

表-4 加盟店契約会社(Acquirer)

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

表-4は加盟店契約会社の一覧である。加盟店契約会社は全て銀行で、かつクレジットカード発行会社の認可を受けている事業者である。

表-5 Principal

No.	Principal名	Network
1	American Express	American Express
2	Japan Credit Bureau (JCB) Nusantara	JCB
3	Mastercard Internasional Indonesia	Mastercard
4	Visa Internasional (Asia-Pacific) Ltd Visa cal	
5	China Unionpay	CUP card

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

表-5は決済機構のうち、決済システムの管理を行うPrincipalの一覧である。五大国際ブ

ランドと言われるブランドのうちダイナースだけがインドネシアでは業務を行っていない。 ビザ (Visa International (Asia-Pacific) Ltd)、マスターカード (Mastercard International Indonesia)、ジェイ・シー・ビー (Japan Credit Bureau (JCB) Nusantara) とアメリカンエクスプレス (American Express) に加えて、中国系の決済機構であるチャイナ・ユニオンペイ (China Unionpay) が認可を受けている。

表-6 Clearing Operator

No.	Clearing Operator名	Network
1	Japan Credit Bureau (JCB) Nusantara	JCB
2	Mastercard Internasional Indonesia	Mastercard
3	Visa Internasional (Asia-Pacific) Ltd	Visacard

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

表-7 Final Settlement Operator

No.	Settlement Operator名	Network
1	Japan Credit Bureau (JCB) Nusantara	JCB
2	Mastercard Internasional Indonesia	Mastercard
3	Visa Internasional (Asia-Pacific) Ltd Visacard	

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

表 - 6はClearing Operator、表 - 7はFinal Settlement Operatorの一覧である。いずれもビザ、マスターカード、ジェイ・シー・ビーの三社が認可を受けている。

3. クレジットカードの利用額

クレジットカードの使用額及び取引回数の推移を表-8及び表-9に示す。

500,000 ■■■ キャッシング取引額 (百万ルピア) 450,000 425,245 キャッシング取引回数 385,273 400,000 378,160 (回) 364,148 350,000 305,238 300,000 250,000 200,000 150,000 100,000 50,000 0 2010指9月 2010推5用 200年1月 2009推9的

表-8 クレジットカード(キャッシング)の利用状況

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

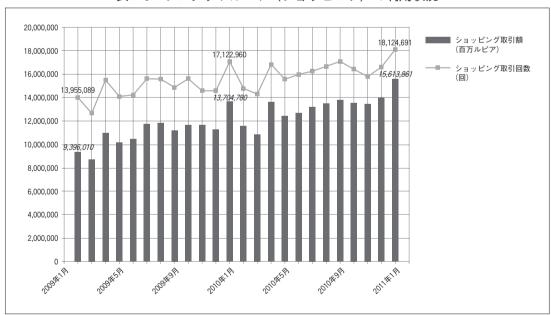


表-9 クレジットカード(ショッピング)の利用状況

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

2010年におけるキャッシングの利用額は約4兆5.200億ルピア、ショッピング利用額は約 159 氷ルピア、取引回数はキャッシングが436 万回、ショッピングが1億9.468 万回であり、ク レジットカードは、主としてショッピングのために利用されているようである。なお、1回 当たりの平均利用額はキャッシング及びショッピングそれぞれ約104万ルピア及び約82万ル ピアである。

なお、2009年のキャッシングの利用額は約4兆ルピア、ショッピングの利用額は約133兆ル ピアであったことから、2010年は前年比でそれぞれ113パーセント及び120パーセントと高い 増加率を記録しているといえる。

4. 電子マネーの普及状況

インドネシア銀行規則No.11/12/PBI/2009において、電子マネーとは、①利用者が発行者 に対して一定の金額を事前に払い込むことにより利用可能となる決済手段であり、②事前に 払い込まれた金額がサーバーやチップ等の媒体に記録され、③物品購入の際には利用者によ って当該媒体により決済がなされるものと定義されている。

インドネシア国内における2007年以降の電子マネーの利用状況を表-10に示す。



表-10 電子マネーの利用状況

出典:インドネシア銀行のウェブサイト

電子マネー利用額については、2007年には年間約53億ルピアであったのに対して、2010年には年間約6.935億ルピアにのぼっており、この3年間で130倍以上の規模に拡大している。

現在インドネシア国内で流通している主な電子マネーには、バンクセントラルアジアが発行するFlazzカード(2007年から開始された電子マネーサービスで、ファーストフード店、コーヒーショップ、レストラン、映画館、スーパー等での決済に使用されている)、バンク・マンディリが発行するインドマレットカード(インドネシアの大手国内コンビニエンスストアのインドマレットでの決済に使用できるカードである)やE-Tollカード(高速道路の料金所での決済手段として発行され、現在では一部のガソリンスタンド及びインドマレットでの決済にも使用できる)等がある。

Ⅳ. クレジットカード事業に関する業規制

1. 概要

インドネシアにおけるクレジットカード事業に対しては、インドネシア銀行規則No.11/11/PBI/2009(以下、「インドネシアカード決済事業規則」という。)とその下位規則であるインドネシア銀行通達No.11/10/DASP/2009(以下、「インドネシアカード決済事業通達」という。)が適用される。いずれも2009年に施行された比較的新しい法令であり、これらの法令以前は2005年制定のインドネシア銀行規則No.7/52/PBI/2005(インドネシア銀行規則No.10/8/PBIによる改正を含む)及びその下位規則である複数のインドネシア銀行通達によって規制されていた。近年カード決済を利用した犯罪の増加によりカード決済システムの安全性及び信頼性を高める一層の必要性が生じたことや、クレジットカード利用者に対してより良いサービスを提供するためにクレジットカード事業者に対してより積極的な役割を課す必要があったことから、2009年にそれまでの法令に代わって、インドネシアカード決済事業規則及びインドネシアカード決済事業規則及びインドネシアカード決済事業通達が制定された。

2. 事業主体及び事業認可

上述のとおり、インドネシアカード決済事業規則はクレジットカード事業に携わる事業者 (以下、「クレジットカード関連事業者」という。)を5つに分類している。現在クレジットカードの発行業務を行うクレジットカード発行会社たる事業者は全て銀行業の許可を得ている事業者(以下、「銀行」という。)であるが、発行業務を含むこれら5つの事業(以下、「クレジットカード関連事業」という。)全てに関して、法律上は事業主体を銀行に限定していない。ただし、インドネシア法上は、クレジットカード発行業務を行う場合のみ、銀行と銀行業の 許可を得ていない事業者(以下、「非銀行系事業者」という。)で認可手続が異なる点に注意 を要する。

すなわち、ある事業者がいずれかのクレジットカード関連事業を行う場合には、当該事業者はこれらの事業のカテゴリー毎にインドネシア銀行の認可を受けなければならない。これは当該事業者が銀行であっても非銀行系事業者であっても同様である。これに加えて、非銀行系事業者がクレジットカード「発行」業務を行う場合には、インドネシア財務大臣からクレジットカード事業を行う金融機関として認可を受けなければならない。なお、法令上は上記許認可の要件については特に規定されていない。

3. 監督官庁

クレジットカード関連事業の監督機関はインドネシア銀行である。インドネシア銀行は、1953年7月1日De Javasche銀行の国有化により設置されたインドネシアの中央銀行であり、現在はインドネシア銀行法(1999年法第23号(2004年法第23号により改正))に基づき政府その他の機関から一切の干渉を受けない独立した国の機関として、ルピア通貨の安定を主要な目的として業務を行っている。

インドネシアカード決済事業規則は、インドネシア銀行によるクレジットカード関連事業に対する監督機能を実効性あるものにするために、クレジットカード関連事業に対する許認可権限を付与するとともに、クレジットカード関連事業者に対して以下の義務を課している。なお、以下の義務は5つのクレジットカード関連事業について共通に適用される。

- ①クレジットカード関連事業者は、インドネシア銀行に対してクレジットカード取引に関する報告書を定期的に書面で提出しなければならない。(報告書の内容及び提出頻度については各クレジットカード関連事業者によって異なり、例えばクレジットカード発行会社の場合、月次報告書、顧客のクレーム処理に関する四半期報告書及び少なくとも3年に一度の情報技術監査報告書を提出しなければならない。)
- ②クレジットカード関連事業者は、インドネシア銀行が要求した場合、クレジットカード 取引に関する情報及びデータを提供しなければならない。
- ③クレジットカード関連事業者は、インドネシア銀行がクレジットカード取引に関する情報を取得するために現場を訪問する機会を付与しなければならない。

4. クレジットカード事業に関する行為規制

(1) 与信枠に関する規制

与信枠の上限については、かつてはクレジットカード利用者の月収の2倍以内という上限

が設けられていた(インドネシア銀行通達No.7/60/DASP(以下、「旧通達」という。))が、インドネシアカード決済事業通達により上限額の規制は撤廃され、現在は個々のクレジットカード発行会社の基準に従って与信枠の設定がなされている。

(2) 所得に基づく発行制限

かつては旧通達に基づきクレジットカードの申込者の月収が最低地域賃金の3倍以上でなければ当該申込者にクレジットカードを発行してはならない旨の所得に基づく発行制限が置かれていたが、現在ではかかる規制は撤廃されている。

(3) 金利の上限規制

インドネシアでは、上限金利を定める規制は存在しない。したがって、クレジットカードのキャッシングを利用する場合の金利及びクレジットを利用して支払いが遅れた場合の遅延損害金の利率については、各クレジットカード発行会社が任意に設定している。

かかる利率の水準は一般に公表されたデータは見当たらなかったが、主要なクレジットカード発行会社によれば、各社においてキャッシングの場合に適用している金利(年利)は表 - 11のとおりである。

クレジットカード発行会社	年利
Bank Central Asia	39.00%
Bank Danamon	47.88%
Citibank	45.00%
Bank Mandiri	48.00%
Bank Niaga	45.00%
HSBC	48.00%

表-11 主要クレジットカード発行会社におけるキャッシング金利

(4) 最低支払額に関する規制

インドネシアのクレジットカードは、一定の与信枠内での利用に対し、事前に決められた 最低支払額以上の金額を各月の支払日までに支払えば、かかる支払額以上の未払い残高があ ったとしても、当該未払い残高を翌月以降に持ち越しできるという、いわゆるリボ払いのシ ステムが一般的に取られている。インドネシアカード決済事業通達によれば、各クレジット カード発行会社は、クレジットカード産業の健全性を維持し、クレジットカード保有者を保 護するという趣旨から、この毎月の最低支払額は未払債務の10パーセント以上に設定しなけ ればならない。

(5) クレジットカード保有者に対する情報提供義務

インドネシアカード決済事業規則では、クレジットカード保有者の保護の観点から、クレジットカード発行会社は以下の情報をクレジットカード保有者及びクレジットカードの申込者に対して書面で提供することを義務付けている。

- ①クレジットカード使用に関する手続き及び仕組み
- ②クレジットカード使用に際して遵守すべき事項及びクレジットカード使用によるリスク
- ③クレジットカード保有者の権利義務
- ④クレジットカードローン(キャッシング)に関する請求手続とそれに要する期間
- ⑤利息の算定
- ⑥遅延損害金の算定
- ⑦管理費用の種類とその額

また、クレジットカード発行会社は以下の事項を記載した請求書をクレジットカード保有者に対して時宜に応じて交付することを義務付けている。

- ①当該クレジットカード保有者の最低支払額
- ②支払期日
- ③取引に適用される金利 (月利及び年利)
- ④遅延損害金の額
- ⑤名目金利

5. クレジットカード取引の安全性

インドネシアでは以前からスキミングやクレジットカードの偽造による被害が多いと言われていた。そこでインドネシア銀行は、クレジットカードによる取引の安全性を確保し利用を促進するために、インドネシアカード決済事業規則において、クレジットカード関連事業者に対して以下の義務を課している。

- ①安全で信頼性の高いシステムを使用すること。
- ②クレジットカード取引技術の安全性を維持、改善すること。
- ③クレジットカード取引の実施方針及び手続きを書面で保持すること。
- ④データの安全性及び秘匿性を維持すること。

①及び②については、具体的には、(i)ICチップ搭載のクレジットカードを導入する、(ii)ICチップ搭載のクレジットカードに対応した読み取り機を普及させる、(iii)6桁の暗証番号

を使うといった施策が実施されてきた。(i) については、さらにインドネシアカード決済事業通達において、ICチップ搭載のクレジットカードへの移行を2009年12月31日までに完了し、2010年1月1日以降のクレジットカードを使った全ての取引は、ICチップを搭載したクレジットカードで行わなければならない旨定められている。

6. 加盟店の監視義務

インドネシアカード決済事業通達は、加盟店契約会社に対して加盟店獲得に際して以下の 義務を課している。

- ①当該加盟店が法令に反する事業を行っていないことを確認すること。
- ②当該加盟店と締結する加盟店契約において、(i) 加盟店契約会社と加盟店との間の権利義務関係、(ii) 加盟店はクレジットカードを使って現金引出し取引を行ってはならないこと、(iii) 加盟店はクレジットカード保有者に対して手数料を請求してはならないこと、(iv) 加盟店はクレジットカード保有者及びクレジットカード取引に関する情報について秘匿性を保持すべきこと、を規定すること。
- ③クレジットカード決済に関して定期的に加盟店に対する教育を行うこと。

クレジットカード発行会社は、直接加盟店を監視する法令上の義務は負っていない。(ただし、実際にはクレジットカード発行会社の多くは加盟店契約会社としても事業を行っているので、その場合には加盟店契約会社として当然上記の義務を負う。)なお、インドネシアカード決済事業通達は、クレジットカード発行会社が、加盟店獲得業務に関しては他の事業者、つまり他の加盟店契約会社、に業務委託することで当該加盟店契約会社と共同でクレジットカード関連事業を行う場合には、当該クレジットカード発行会社自身の事業活動に則ったやり方で当該加盟店契約会社に対して事業を行わせる義務を課している。

7. 個人信用情報提供機関

インドネシアカード決済事業規則は、クレジットカード発行会社に対して、他の全てのクレジットカード発行会社との間で顧客の過去の不払いに関する情報を含む顧客の信用情報の交換をすることを義務付けている。

実際には、かかる信用情報の交換はクレジットカード関連事業者から構成される自主団体であるクレジットカード協会の情報管理機関を通じて行われている。この顧客の信用情報は、クレジットカード協会及び監督機関であるインドネシア銀行により一元的に管理され、クレジットカード発行会社に限らず、各クレジットカード関連事業者に対して情報提供がなされている。

V. 外国資本に対する投資規制

1. 外国資本比率制限

インドネシア投資法(2007年法25号)上、外国人又は外国法人(以下、「外国資本」という。)によるインドネシア向けの投資は、インドネシアにおいて設立されかつインドネシアに本拠をもつインドネシア会社法上の株式会社(Perseroan Terbatas)を通してなされなければならないとされている。このルールは外国資本によるインドネシア国内でのあらゆる投資活動に適用され、外国資本が単独で事業を行う場合でも国内企業と合弁で行う場合でも同様である。

さらに、外国資本が投資しうる業種であるか否か、及び投資可能な業種である場合に出資比率の割合やその他の制限があるか否かについては、ネガティブリストと呼ばれる大統領令2010年第77号(大統領令2007年第77号及び同年111号を修正したもの)(以下、「ネガティブリスト」という。)によって定められている。また、外国資本がインドネシアで事業を行うために株式会社を設立する場合には、対象業種がネガティブリストにより規制されているか否かにかからわらず、(石油、ガス、金融の分野の一部の業種を除き)インドネシア投資調整庁(BKPM)から設立の認可を取得しなければならない。それに加えて、(外国資本に限らず)金融業や保険業等特定の分野に関しては、当該分野を所管する行政庁からの許認可及び当該分野にのみ適用される業法による制限があることは前述のとおりである。

クレジットカード関連事業に関しては、ネガティブリスト第12項No.2の「クレジットカードファイナンス」というカテゴリーに該当し(大統領令2009年第9号によれば、ここで規定されるクレジットカードファイナンスとは、クレジットカードを使用して物品の購入又はサービスの提供を受けるための資金供与活動を意味し、クレジットカード関連事業とほぼ同義と解される。)、かかる事業を行う場合の外国資本の出資比率上限は85パーセントと規定されている。(この規定は、財務大臣規則No.84/PMK.012/2006において、外国資本が「ファイナンス事業」を行う場合の出資比率上限は85パーセントである旨規定されていることと平仄が取られている。)他方で、外国資本が銀行を通じてクレジットカード関連事業を行う場合には、ネガティブリスト第13項の規定により銀行に関する法律(1992年第7号)、インドネシア銀行に関する法律(1999年第23号)、シャリア銀行に関する法律(1998年第21号)及びその改正法と実施細則が優先的に適用され、具体的にはインドネシア銀行規則No.11/1/PBI/2009第6条第2項に基づき、外国資本が保有しうる銀行の株式の保有割合は最大99パーセントとされている。つまり、銀行を通じてクレジットカード関連事業を行う場合には、外国資本は99パーセント保有することが可能とされている。

2. 外国資本によるクレジットカード関連事業への進出方法

外国資本がインドネシア国内でクレジットカード関連事業を行う場合、上述の外国資本比率規制があるため、単独では事業を行うことはできず、インドネシア国内資本と提携して合弁会社を設立する方法またはインドネシア国内の既存のクレジットカード関連事業者を株式取得の方法により買収する方法が考えられる。いずれの方法を取る場合も、上述の外国資本の出資比率規制が適用される。

加えて、インドネシアカード決済事業規則及びインドネシアカード決済事業通達は、ある 事業者が既存のクレジットカード関連事業者を株式取得の方法で買収する場合、当該クレジ ットカード関連事業者はインドネシア銀行に対して、買収の背景、買収当事者、買収の時期、 買収後の主要株主構成及び買収後のビジネスプラン等について記載した報告書を事前に提出 し、かかる買収についての認可を取得しなければならない旨定めている。

3. 海外送金及び為替規制

(1) 外国通貨の持ち込み/持ち出し規制

インドネシアの外国為替フロー及び為替レートに関する法律(1999年法第24号)は、個人、法人を問わずインドネシアの居住者に対して外国為替の自由な保有及び取引を認めている。加えて、インドネシアの居住者と非居住者との間の資産及び金融債務の移動並びにインドネシアの居住者間での海外に保有する資産又は金融債務の移動についても、インドネシア銀行に対する報告義務はあるものの、原則自由である。したがって、インドネシア国内で事業を行う外国資本企業がその資産又は債務をインドネシア国外に移動させることは、会社内部の承認手続きは必要であるが外為法上の特段の制限はない。

(2) ルピア建て通貨の海外送金に関する規制

(1) に記載のとおり、資産や金融債務の国内外の移動は自由とされているにもかかわらず、銀行によるルピア建て通貨の送金については、インドネシア銀行規則No.7/14/PBI/2005において規制がなされている。同規則によれば、インドネシア銀行法に定められた銀行は、インドネシア国内及び海外を問わず、外国資本が保有する銀行口座又は外国資本と内国資本が共同で保有する銀行口座に対してルピア建て通貨を送金してはならないのが原則である。ただしこれには例外があり、インドネシア国内の銀行に存在する銀行口座に対しては、①当該送金がインドネシアでの経済活動の一部をなす場合、及び②同一の外国資本が保有する銀行口座間の送金である場合に限り、ルピア建ての送金が認められる。

(3) ルピア建て通貨の持ち出し/持ち込み規制

現地通貨であるインドネシアルピアの持ち出し及び持ち込みについてはインドネシア銀行 通達No.4/2004において次のとおり制限されている。

- ①金1億ルピア以上をインドネシア国外に持ち出す場合には、事前にインドネシア銀行を 許可を得なければならない。
- ②金1億ルピア以上をインドネシア国内に持ち込む場合には、事前に税関による偽札識別検査を受けなければならない。

(4) ルピアによる外貨購入規制

インドネシア銀行は、インドネシア規則No.10/28/PBI/2008においてルピアによる外貨購入に制限を加えている。同規則によれば、外国資本がインドネシア国内の銀行を通してルピアで外貨を購入しようとする場合、1ヶ月あたり10万米ドル相当を超える外貨を購入するには外貨購入が必要であることを証明する書類の提出が義務付けられる。

Ⅵ. おわりに

以上のとおり、インドネシアのクレジットカード市場は現在高度成長期にあり、今後更なる市場の拡大が進むことが予想される。また、許認可や外国資本比率制限など一定の制約は課されているものの、一般に外国資本に対しても門戸は開かれており、現に複数の外資系銀行がクレジットカード関連事業に参入し一定のシェアを確保しており、法規制上の参入障壁は比較的低いと考えられる。

本稿がインドネシアにおけるクレジットカード関連事業の実施を検討するに際しての一助 になれば幸いである。

[注]

¹²⁰¹¹年1月12日付じゃかるた新聞。

² インドネシア中央統計局の公表データ及び「インドネシア投資ガイド」(国際機関日本アセアンセンター) より抜粋

³²⁰¹¹年4月1日時点の為替レートは1円=約104Rpである。

⁴インドネシア中央統計局の公表データより抜粋。

⁵ インドネシア銀行規則No.11/11/PBI/2009(後述「インドネシアカード決済事業規則」)

⁶ Consom2010年8月20日号